

第18回 道路高架下等利用計画検討会会議録	
日 時	平成27年9月15日（火）14時00分～14時40分
開催場所	松村ビル別館 5 階 503会議室
出席者	<p>(検討会委員) 西田由紀子会長、川島清嘉委員、今野直子委員、杉田義朗委員</p> <p>(横浜市) 事務局 松尾計画調整部長、石井企画課計画調整担当課長 中村企画課計画調整担当係長、今村企画課員、中村企画課員</p> <p>関連部署 道路局 坪井管理課長、山下管理課占用係長 梶家建設課用地担当課長、酒井建設課用地担当係長、周治建設課担当係長 高田建設課員、菊池建設課員、林建設課員</p>
欠席者	なし
開催形態	公開（傍聴者3人）
議 題	1 緑区鴨居四丁目所在地の適地・利用計画の検討について
決定事項	1 緑区鴨居四丁目所在地は、利用用途を駐車場とし、当該地に至る位置指定道路の所有者の提案を受け付けることとした。
議 事	<p>1 緑区鴨居四丁目所在地の適地・利用計画の検討について</p> <p>(西田会長) 緑区鴨居四丁目所在地について説明してください。</p> <p>(事務局) 資料1の緑区鴨居四丁目所在地について説明。</p> <p>(西田会長) 事務局の説明に対してご質問やご意見はありませんか。</p> <p>(杉田委員) 公募は行わず、位置指定道路の所有者を利用候補者とするがありますが、具体的には当該地とどのような関係なのでしょう。</p> <p>(事務局) 当該地へのアクセスには位置指定道路を利用するしかなく、今回利用候補者とするのは、その位置指定道路の所有者です。</p> <p>(杉田委員) 位置指定道路の所有者とは、具体的にはどういう方ですか。</p> <p>(事務局) 当該地の元地権者の方です。</p> <p>(杉田委員) 位置指定道路の所有者を利用候補者とし、他を候補者としない理由は何ですか。</p> <p>(事務局) 西側は2mを超える高低差があり、東側は法面となっており、当該地へアクセスできる唯一の道路が位置指定道路であるためです。</p> <p>(川島委員) 今回の利用候補者は横浜市に道路用地として売却した後も、従前どおりに駐車場として継続利用できることになりましたが、将来道路工事をする際に支障は出ないのですか。</p>

- (事務局) 利用計画案において、現在の駐車場利用者が継続利用を希望する場合は、当面の利用を配慮することとなっていますが、道路建設のスムーズな着工のために新規契約は結ばないこととなっています。順次、付近に移転先が見つかり次第、移っていただくとしています。中にはこれを機会に自動車を手放す方も出てくることも想定し、原付等への転換は認めることで利用者への配慮もしています。
- また、当該地が暫定利用であることを駐車場利用者にご理解いただくために、その旨を看板や書面で通知することを利用計画に明記しています。
- 道路建設事業に当たっては西側に道路用地があり、位置指定道路は使わずに西側から工事を進めていくことが可能です。そのため、事業に当たっての支障はないと考えています。
- (西田会長) 当該地に存在する通行権について説明をお願いします。
- (事務局) 南側にあるマンションの住民が公道に出るためには当該地を通り、位置指定道路を通行しないといけないため、当該地はマンション住民の通行権を認められなければならない土地であります。
- (今野委員) 駐車場利用者等の関係者以外が入ってこないような措置、近隣住民の方の安全を守りつつ運営できるように配慮していただきたいと思います。
- (川島委員) 明け渡しをスムーズにできるような方策を整備していたほうが良いと思います。占用許可期間が1年となっているため、利用候補者と駐車場利用者との契約も1年毎とすることや、当該地が横浜市の道路事業用地であることを賃貸借契約書に明示することを指導するか、または許可条件とすることを検討した方がよいと思います。
- (杉田委員) 暫定利用となっていますが、当該地の工事等の着手はいつ頃になる予定ですか。
- (事務局) 現在、設計や用地取得などを進めており、現段階では、着手時期をお示しすることが難しい状況です。当該地はトンネル区間であり、本格的な工事着手にあたっては、まとまった用地が必要となるため、引き続き用地取得などを進めていきます。なお、山下長津田線鴨居地区の事業期間は、今年度までとなっているため、事業期間の延伸について調整しています。
- (西田会長) これまでと同様に、駐車場として継続して利用することとなった場合に周辺住民へ問題はありますか。
- (事務局) 現在の主な駐車場利用者は周辺マンションの居住者となっており、代替地をなかなか見つけられない状況の中で引き続き利用したいとの要望があると聞いており、問題はないと考えています。
- (川島委員) 利用計画案で「利用者数の減少に応じた占有面積の変更可」とありますが、それについて説明をお願いします。

	<p>(事務局) 利用計画案では、駐車場利用の新規契約は結ばないこととしています。契約台数が減ってくると必要面積が減ってきますので、占用許可を更新する際、必要台数に応じた面積に見直しができるようにしているものです。</p> <p>(西田会長) ご質問が出揃ったようですので、次に委員の皆様で意見交換していきます。</p> <p>(杉田委員) 周辺のマンション住民からの駐車場需要があり、他の利用方法もないため当面の利用としては適地でよいと思います。</p> <p>(今野委員) 同意見です。</p> <p>(川島委員) まちづくりの観点からは必ずしもいい場所とは言えませんが、周辺住民からの要望があり、占用料収入を得られることから適地とすることは、やむを得ないと思います。</p> <p>(西田会長) 周辺の土地利用状況等の調和が保たれ、暫定利用として限られた期間を有効活用するという点では、他の委員と同じように適地としてよいと思います。</p> <p>(西田会長) ほかにご質問、ご意見等はありませんか。 それでは、緑区鴨居四丁目について適地であるとしてよろしいでしょうか。</p> <p>(各委員) はい。</p> <p>(西田会長) 利用計画については、事務局は、各委員が示した意見等を考慮していただくこととし、位置指定道路の所有者を利用候補者として提案を受け付けることで、意見を集約してよろしいでしょうか。</p> <p>(各委員) はい。</p> <p>(西田会長) では、緑区鴨居四丁目について適地と確認し、利用計画は事務局案のとおりとし、位置指定道路の所有者からの提案を受け付けることが妥当であると意見を集約することとします。</p> <p>2 その他について 事務局から次回の日程等について説明</p>
<p>資 料</p> <p>その他</p>	<p>1 資料 第18回横浜市道路高架下等利用計画検討会 議事次第 一式</p> <p>2 その他 第19回道路高架下等利用計画検討会は11月中旬から下旬の時期に開催を予定しています。 後日、各委員に提案書、審査基準表、採点シート等一式を送付し、採点を依頼します。</p>